

お知らせ

2025年3月31日
東北電力株式会社

「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法^{※1}（以下、「原災法」）に基づき、宮城県知事、女川町長および石巻市長との協議を経て、「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届出いたしました。

今回の主な修正点は、以下のとおりです。

- 緊急時活動レベル（EAL）^{※2}や防災訓練の運用に関する記載について、原災法関係法令等の改正を反映。
- シビアアクシデント対策等に必要な資機材（高圧応急用発電機車、大容量送水ポンプ車等）の数量の記載について、「必要台数」と「予備台数」を明確化。
- 原子力防災資機材（汚染防護服、フィルター付防護マスク等）や原子力防災要員等に関する記載について、女川原子力発電所2号機の燃料装荷^{※3}開始（2024年9月3日）に伴い、燃料装荷前に適用していた記載を削除。

原子力事業者防災業務計画につきましては、当社原子力情報コーナー（本店、女川原子力PRセンターおよび女川原子力発電所地域総合事務所）にて公開しております。

当社は、今後とも、原子力防災体制の整備に万全を期してまいります。

【原子力事業者防災業務計画】

- ✓ 原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」）は、原災法に基づき、原子力災害の発生および拡大を防止するために必要な業務を定め、業務が的確かつ円滑に行われることを目的に、原子力事業者が原子力事業所ごとに定めているもの。
- ✓ 具体的には、原子力防災組織の設置・運営、防災資機材の整備、緊急時の通報連絡および応急措置の実施、防災要員の派遣、事後対策の実施、他の原子力事業者への協力等について定めている。
- ✓ 防災業務計画は、毎年、計画に検討を加え、必要がある場合は、関係自治体と協議^{※4}のうえ修正し、内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届け出ることが義務付けられている。

以上

- ※1 原子力災害に対する対策の強化を図るため制定された法律。原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等として、原子力緊急事態宣言の発出および原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施、その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めている。
- ※2 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）は、原子力施設における緊急事態について、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3つの活動レベルに区分すること。
- ※3 原子炉に燃料集合体を挿入すること。
- ※4 原災法に基づき、発電所立地自治体の宮城県知事、女川町長および石巻市長と協議しており、関係周辺自治体（登米市長、東松島市長、涌谷町長、美里町長および南三陸町長）の意見は、宮城県を通じて確認している。

（参考）「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

第1章 総則	<ul style="list-style-type: none">原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、計画の運用および修正について規定
第2章 原子力災害事前対策の実施	<ul style="list-style-type: none">原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備原子力防災組織の設置、運営通報や業務に必要な設備および資機材の整備原子力防災教育および原子力防災訓練の実施国、地方公共団体、地元防災関係機関等との連携周辺住民に対する平常時の広報活動 <p>等について規定</p>
第3章 緊急事態応急対策等の実施	<ul style="list-style-type: none">原子力災害対策特別措置法に基づく事象発生時の迅速な通報災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施第1緊急体制発令時のオフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣など緊急事態応急対策 <p>等について規定</p>
第4章 原子力災害事後対策	<ul style="list-style-type: none">発電所の復旧対策の実施行政機関等への原子力防災要員等の派遣事業所外運搬事故後の対策 <p>等について規定</p>
第5章 その他	<ul style="list-style-type: none">他の原子力事業者への協力 <p>等について規定</p>

以 上